

○奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則

昭和五十一年十一月五日

奈良県規則第三十号

改正 昭和五三年八月八日規則第二六号

昭和五三年九月二九日規則第三七号

昭和五五年二月二九日規則第三二号

昭和五五年一〇月一日規則第二七号

昭和五六年八月一日規則第一一号

昭和五七年一〇月五日規則第二九号

昭和五九年一〇月一六日規則第二三号

昭和六〇年九月一三日規則第一六号

昭和六一年一二月一二日規則第二六号

昭和六二年九月一六日規則第二二号

平成二年一〇月九日規則第一九号

平成三年七月一二日規則第一〇号

平成四年六月一日規則第五号

平成五年一二月七日規則第三二号

平成六年一〇月一日規則第二四号

平成九年三月三十一日規則第五八号

平成九年六月二七日規則第八号

平成一一年三月一九日規則第四一号

平成一一年六月四日規則第一一号

平成一二年三月三十一日規則第八〇号

平成一二年五月三〇日規則第二号

平成一三年一二月四日規則第二八号

平成一四年一〇月一日規則第二五号

平成一六年一月一六日規則第三二号

平成一七年三月三十一日規則第六五号

平成二三年三月三十一日規則第二二号

平成二四年八月三〇日規則第一五号

〔奈良県林業改善資金貸付規則〕をここに公布する。

奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則

(平一六規則三二・改称)

(貸付け)

第一条 知事は、林業・木材産業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号。以下「法」という。)、林業・木材産業改善資金助成法施行令(昭和五十一年政令第百三十一号。以下「政令」という。)及び林業・木材産業改善資金助成法施行規則(平成十五年農林水産省令第五十五号)の定めるところによるほか、この規則の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる資金を貸し付ける。

一 法第七条第一項の認定を受けた林業従事者等及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号。以下「農商工等連携促進法」という。)第十三条第一項の認定中小企業者で知事が別に定めるもの(以下「林業従事者等」という。) 林業・木材産業改善資金

二 前号に掲げるもののほか、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う法第三条第二項に規定する融資機関 当該業務に必要な資金

(平五規則三二・平九規則五八・平一六規則三二・平二三規則二二・平二四規則一五・一部改正)

(償還期間、据置期間等)

第二条 償還期間(据置期間を含む。以下同じ。)は、十年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における償還期間は、十二年以内とする。

一 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第三条第一項の認定を受けた者が、当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和五十四年政令第百五号)第七条第一項に規定する資金を借り入れる場合

二 農商工等連携促進法第四条第一項の認定を受けた者が、当該認定に係る同条第二項第二号ロの措置を実施するのに必要な資金を借り入れる場合

三 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成二十年法律第四十五号)第四条第一項の認定を受けた者が、認定生産製造連携事業計画に従って同法第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施するのに必要な資金を借り入れる場合

四 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号)第十条第一項の認定を受けた者が、認定木材製造高度化計画に従って木材製造の高度化を実施するのに必要な資金を借り入れる場合

五 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)第五条第一項の認定を受けた者が、当該認定に係る同条第四項第二号の措置を実施するのに必要な資金を借り入れる場合

3 据置期間は、三年(前項第二号及び第五号に掲げる場合にあっては、五年)以内とする。

4 一林業従事者等ごとの貸付金の限度額は、個人にあつては千五百万円、会社にあつては三千万円、会社以外の団体にあつては五千万円(木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合にあつては、それぞれ一億円)とする。ただし、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るため、特に必要なものとして知事が農林水産大臣と協議した場合にあつては、当該協議して定めた額とする。

(平一六規則三二・全改、平二三規則二二・平二四規則一五・一部改正)

(担保又は保証人)

第三条 第一条第一号に掲げる資金の貸付けを受けようとする林業従事者等(政令第五条に定める者を除く。以下「貸付申請者」という。)は、別に定める貸付基準により知事が相当と認める担保を提供し、又は連帯保証人を立てなければならない。

2 知事は、貸付金債権を保全するため必要があると認める場合は、資金の貸付けを受けた者に対し、連帯保証人の追加若しくは交代又は担保の追加若しくは変更を求めることができる。

3 貸付申請者が団体であつて連帯保証人を立てる場合は、その構成員のうち当該借受けによつて受益する者(その者が特定されない場合にあつては、当該団体の理事等)が当該団体の連帯保証人となるものとする。

(平二規則一九・平五規則三二・一部改正、平一六規則三二・旧第六条繰上・一部改正)

(貸付けの申請)

第四条 貸付申請者は、林業・木材産業改善資金貸付申請書(第一号様式)に別に知事が定める関係書類を添えその者の住所地又は主たる事務所の所在地(以下「住所地等」という。)をその地区内とする森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第九条第二項第一号の事業を行う森林組合又は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の

二第一項第二号の事業を行う協同組合(以下「事務委託機関」という。)を経由して知事に提出するものとする。

- 2 事務委託機関は、林業・木材産業改善資金貸付申請書の提出があつたときは、これを住所地等を管轄する農林振興事務所に送付するものとする。
- 3 第一項の場合において、同項の規定により難いと知事が認めるときは同項の規定にかかわらず、貸付けを受けようとする者は、農林振興事務所に当該貸付申請書を直接提出することができる。
- 4 農林振興事務所長は、前二項の規定により林業・木材産業改善資金貸付申請書の送付又は提出があつたときは、当該貸付申請書に知事が設置する林業・木材産業改善資金運営協議会の意見を付して、当該貸付申請書を知事に送付するものとする。
- 5 第一条第二号に掲げる資金の貸付けを受けようとする融資機関(以下「融資機関」という。)は、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書(第二号様式)に別に知事が定める関係書類を添え、これを当該林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書に係る林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする林業従事者等の住所地等を管轄する農林振興事務所を経由して知事に提出するものとする。
- 6 前項の場合においては、第四項の規定を準用する。

(昭五五規則三二・平四規則五・一部改正、平五規則三二・旧第八条繰上、平一二規則八〇・一部改正、平一六規則三二・旧第七条繰上・一部改正)

(貸付けの決定)

第五条 知事は、前条第四項の林業・木材産業改善資金貸付申請書又は同条第五項の林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、貸付けを行うことが適当であると認めたときは、貸付けの決定を行うものとする。

- 2 知事は、貸付申請者が次の各号のいずれかに掲げる者であるときは、貸付けをしない旨の決定をすることができる。

- 一 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- 二 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

- 3 知事は、第一項の規定により林業・木材産業改善資金貸付申請書に係る貸付けの決定をしたときは、林業・木材産業改善資金貸付決定通知書(第三号様式)を当該貸付申請者に交

付し、かつ、その旨をその者の住所地等を管轄する農林振興事務所長及び事務委託機関に通知し、同項又は前項の規定により貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を当該申請者及びその者の住所地等を管轄する農林振興事務所長並びに事務委託機関に通知するものとする。

- 4 知事は、第一項の規定により林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書に係る貸付けの決定をしたときは、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書(第四号様式)を当該融資機関に交付し、かつ、その旨を当該林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書に係る林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする林業従事者等の住所地等を管轄する農林振興事務所長に通知し、同項の規定により貸付けをしない旨の決定をしたときは、その旨を当該融資機関及び当該林業従事者等の住所地等を管轄する農林振興事務所長に通知するものとする。

(平四規則五・一部改正、平五規則三二・旧第九条繰上・一部改正、平一二規則八〇・一部改正、平一六規則三二・旧第八条繰上・一部改正、平二三規則二二・一部改正)

(貸付け決定の取消し)

第五条の二 知事は、前条第三項の規定により貸付けの決定の通知を受けた者が同条第二項各号に掲げる者に該当することが判明したときは、当該貸付けの決定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を取り消したときは、貸付金を交付せず、又は期限を定めて貸付金を返還させるものとする。
- 3 知事は、第一項の規定により貸付けの決定を取り消したときは、その旨を当該貸付けの決定の通知を受けた者及びその者の住所地等を管轄する農林振興事務所長並びに事務委託機関に通知するものとする。

(平二三規則二二・追加)

(借用証書)

第六条 第五条第三項の規定による林業・木材産業改善資金貸付決定通知書の交付を受けた貸付申請者は、林業・木材産業改善資金借用証書(第五号様式)を原則として事務委託機関及び奈良県森林組合連合会又は奈良県木材協同組合連合会を経由して知事に提出しなければならない。

- 2 第五条第四項の規定による林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書の交付を受けた融資機関は、林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書(第六号様式)を知事に提出し

なければならない。

(平四規則五・一部改正、平五規則三二・旧第十条繰上・一部改正、平一二規則八〇・一部改正、平一六規則三二・旧第九条繰上・一部改正、平二三規則二二・一部改正)

(支払の猶予の申請)

第七条 法第十条の規定による償還金の支払の猶予を申請しようとする者は、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書(第七号様式)に知事が指定する者の証明書を添え、償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。)の三十日前までに原則として当該貸付に係る事務委託機関を経由して知事に提出しなければならない。

2 法第十二条第二項において準用する法第十条の規定による償還金の支払の猶予を申請しようとする融資機関は、林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書(第八号様式)を、償還期限(分割払の場合の各支払期日を含む。)の三十日前までに知事に提出しなければならない。

(昭五五規則三二・平四規則五・一部改正、平五規則三二・旧第十二条繰上・一部改正、平一二規則八〇・一部改正、平一六規則三二・旧第十一条繰上・一部改正)

(支払猶予の決定)

第八条 知事は、前条第一項の林業・木材産業改善資金支払猶予申請書又は同条第二項の林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書を受理したときは、速やかに、これを審査し、償還金の支払を猶予することが適当であると認めたときは、償還金の支払の猶予の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により林業・木材産業改善資金支払猶予申請書に係る償還金の支払の猶予の決定をしたときは、林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書(第九号様式)を当該申請者に交付し、かつ、その旨をその者の住所地等を管轄する農林振興事務所長及び事務委託機関に通知し、償還金の支払の猶予をしない旨の決定をしたときは、その旨を当該申請者及びその者の住所地等を管轄する農林振興事務所長並びに事務委託機関に通知するものとする。

3 知事は、第一項の規定により林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書に係る償還金の支払の猶予の決定をしたときは、林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書(第十号様式)を当該融資機関に交付し、かつ、その旨を当該林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書に係る支払の猶予を受けようとする林業従事者等の住所地等を管轄する農林振興事務所長に通知し、償還金の支払の猶予をしない旨の決定をしたときは、

その旨を当該融資機関及び当該林業従事者等の住所地等を管轄する農林振興事務所長に通知するものとする。

- 4 知事は、償還金の支払期日を過ぎて支払の猶予をしない旨の決定をしたときにおいても法第十一条の違約金を徴収するものとする。

(平五規則三二・旧第十三条繰上・一部改正、平一六規則三二・旧第十二条繰上・一部改正)

(事務の委託)

第九条 知事は、林業・木材産業改善資金の貸付けに係る事務(貸付けの決定、期限前償還の決定及び支払の猶予の決定に係るものを除く。)の一部を奈良県森林組合連合会及び奈良県木材協同組合連合会及び奈良県木材協同組合連合会に委託するものとする。

(平五規則三二・旧第十四条繰上、平一六規則三二・旧第十三条繰上・一部改正)

附 則

この規則は、昭和五十一年十一月 日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

林業・木材産業改善資金貸付申請書

奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり林業木材産業改善資金の貸付けを申請します。

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所 〒 TEL

氏名又は名称及び代表者名 印

受付事務(再)委託機関	年 月 日
受理農林振興事務所	

償還期間	据置期間	資金交付 希 望 日	借り受けようとする事業費及び申請額		
			事 業 量	事 業 費	申 請 額
年	年	月 日		千円	千円

連 帯 債 務 者	住 所	氏 名	印	連 帯 保 証 人	住 所	氏 名

担 保 物 件	
------------------	--

償 還 計 画	償 還 計 画										
	1年目		2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	月日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	11年目		12年目								
	償還額	償還額									
	千円	千円									

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称主たる事業所(場)の所在地設立時期(個人にあっては事業開始の時期)、事業の概要、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業者数	

第2号様式(第4条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

名 称

代表者

印

林業・木材産業改善資金助成法第3条第2項に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けを実施するため、下記のとおり貸付金を借用したいので奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則第4条第5項の規定により、申請します。

記

林業・木材産業改善資金県貸付金借入金額

円

(添付書類)

各林業従事者等から提出のあった借入申込書の写し及び資料等を添付する。

第3号様式(第5条関係)

林業・木材産業改善資金貸付決定通知書

殿

奈良県知事 印

年 月 日付けで申請のあった林業・木材産業改善資金の貸付けについては、下記のとおりに決定します。

記

連帯保証人	
連帯債務者	

資金の内容	
資金の用途	

貸付金額
千円

貸付決定日	貸付決定番号

* 償還計画を別途作成添付

第4号様式(第5条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書

殿

奈良県知事 印

年 月 日付けで申請のあった林業・木材産業改善資金県貸付金の貸付けについては、下記のとおり決定します。

記

資金の内容	
資金の用途	

貸 付 金 額
千円

貸付け決定日	貸付決定番号

*償還計画を別途作成添付

第5号様式(第6条関係)

収入印紙
添付

林業・木材産業改善資金借用証書

受理	年 月 日
受理	年 月 日
受理	年 月 日
貸付決定日	年 月 日
貸付決定番号	

1 借受条件等

借用金額	
資金の内容	
資金の用途	
利率	無利子
法定最終償還期日	
支払場所	
備考	

元金は、年 月 日までを据置き、年 月 日を初回とし金 円、以後 年 月 日を最終日として、毎年 月 日に毎回金 円あて償還する。

2 償還計画

回数	償還期日	償還金額	残高	備考
1	年 月 日	円	円	
2	年 月 日	円	円	
3	年 月 日	円	円	
4	年 月 日	円	円	
5	年 月 日	円	円	
6	年 月 日	円	円	
7	年 月 日	円	円	
8	年 月 日	円	円	
9	年 月 日	円	円	
10	年 月 日	円	円	
11	年 月 日	円	円	
12	年 月 日	円	円	

上記のとおり正に借用し、金員を受領いたしました。ついては、奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則、上記の条件及び裏面の特約条項をかたく守り、相違なく返済します。

年 月 日

奈良県知事

殿

債務者	住所	
	氏名	印
連帯債務者	住所	
	氏名	印
連帯保証人	住所	
	氏名	印
連帯保証人	住所	
	氏名	印
連帯保証人	住所	
	氏名	印

林業・木材産業改善資金借用証書特約条項(第5号様式裏面)

(期限前償還)

第1条 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という)は、奈良県知事(以下「甲」という)が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各期日を含む。以下同じ)にかかわらず、甲が定める期限に従い、債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借受金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が償還金の支払いを怠ったとき。
- (3) 乙が借受金を長期にわたり使用しないとき。
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。
- (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (9) この借入金により改良され、造成され、又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。
- (10) 乙が県貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (11) 乙が次に掲げる者であることが判明したとき。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (12) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(報告)

第3条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。

なお、共同で借受けた場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印すること。

- 2 乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となった場合、又は対象事業を変更し、中止し、若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。
- 3 乙は、甲の指示するところに従い経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。
- 4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。
 - (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、連帯保証人(以下「丙」という。)若しくは物上保証人(以下「丁」という。)に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
 - (2) 丙又は丁の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ又はそのおそれのある場

合

(3) その他甲が指示する場合

(調査)

第4条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

2 乙及び丁は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、担保物件に立ち入る等により、これを調査すること承認する。

(弁済充当の指定権)

第5条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

(違約金)

第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、林業・木材産業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があったときにおいても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。

3 乙は、第1条第1号、第3号、第4号又は第10号に該当したこと(故意の場合に限る。)を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付の日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

(連帯保証人)

第7条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、乙と丙間の契約の如何にかかわらず、これが履行の責めを負う。

2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

3 甲は連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときはこれを変更する。

(担保の提供)

第8条 乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。

(担保の保全)

第9条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、その現状を変更する等、甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

(担保の追加)

第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて要求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

(法定代位者の変動)

第11条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、

交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。

- 2 丙又は丁は、償還期日、据置期限又は償還期限の変更につき、甲乙間において如何に取り計らわれても異議を申し立てない。

(担保の処分)

第12条 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

(貸付金の返還)

第13条 乙は、甲が県貸付規則に基づき貸付けの決定を取り消したときは、甲が定める期限に従い、借入金を甲に返還する。

(合意管轄)

第14条 乙、丙、丁及び甲は、この契約に関する訴訟につき奈良県庁の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第6号様式(第6条関係)

収入印紙
添付

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書

1 借受条件等

	貸付決定日	年 月 日
	貸付決定番号	
借用金額		
資金の内容		
資金の用途		
利率	無利子	
法定最終償還期日		
支払場所		
備考		

元金は、年 月 日までを据置き、年 月 日を初回とし金 円、以後 年 月 日を最終日として、毎年 月 日に毎回金 円あて償還する。

2 償還計画

回数	償還期日	償還金額	残高	備考
1	年 月 日	円	円	
2	年 月 日	円	円	
3	年 月 日	円	円	
4	年 月 日	円	円	
5	年 月 日	円	円	
6	年 月 日	円	円	
7	年 月 日	円	円	
8	年 月 日	円	円	
9	年 月 日	円	円	
10	年 月 日	円	円	
11	年 月 日	円	円	
12	年 月 日	円	円	

上記のとおり正に借用し、金員を受領いたしました。ついては、奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則、上記の条件及び裏面の特約条項をかたく守り、相違なく返済します。

年 月 日

奈良県知事

殿

名 称

代表者

印

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項(第6号様式裏面)

(借入金の使用)

第1条 債務者(以下「乙」という。)は奈良県知事(以下「甲」という。)から借り受けたこの資金と同額を、(以下「丙」という。)に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同一にして転貸する。

(期限前償還)

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、甲が定める期限に従い、債権の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙が県貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 乙が県貸付金の償還を怠ったとき(丙に転貸した資金の償還を林業・木材産業改善資金助成法(昭和51年法律第42号)第12条第2項において準用する同法第10条の規定により猶予したことにより、乙が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。)。
- (3) 乙が借受金を借入後速やかに貸付けをしないとき。
- (4) 乙がこの資金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (5) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があったとき又は破産若しくは再生手続開始の申立があったとき。
- (6) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (7) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (8) 乙が甲に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- (9) 乙が県貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第3条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

(転貸債権の期限前償還及び繰上償還)

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還する。

3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 乙は、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第6条 乙は次の各号に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

- (1) この借入金の転借により改良され、造成され、又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなったことを知った場合
- (2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (4) 上記のほか、乙丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合
- (5) その他甲が指示する場合

(調査)

第7条 乙は、甲の職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(違約金)

第9条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、転貸先丙が林業・木材産業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があったときにおいても、前項の規定による違約金を支払う。

3 乙は、第2条第1号、第3号、第4号又は第9号に該当したこと(故意の場合に限る。)を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

4 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

5 乙は、前項により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

(転貸債権の質入)

第10条 乙は、この借入金債務の担保として、甲の指定に基づき別に締結する質権設定契約により丙に対する転貸債権をそれに付随する担保権とともに甲に質入れし、甲と協力して速やかに第三者対抗要件を整備する。

(合意管轄)

第11条 乙及び甲は、この契約に関する訴訟につき奈良県庁の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第7号様式(第7条関係)

林業・木材産業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

奈良県知事

殿

債務者 住所
氏名 _____ 印
連帯債務者 住所
氏名 _____ 印
連帯保証人 住所
氏名 _____ 印
連帯保証人 住所
氏名 _____ 印
連帯保証人 住所
氏名 _____ 印

年 月 日付け(貸付決定番号: _____)で貸付決定を受けた林業・木材産業改善資金について、下記のとおり支払猶予を申請します。

記

年 月 日償還予定の償還金額 _____ 円

変更理由

(添付書類)

被災等を証明する書類を添付する。

支払猶予後の借受残高の償還方法

償還計画

(変更前)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円

(変更後)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円

第8号様式(第7条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

名 称

代表者

印

年 月 日付け(貸付決定番号:)で貸付決定を受けた林業・木材産業改善資金について、下記のとおり支払猶予を申請します。

記

年 月 日償還予定の償還金額 円

変更理由

(添付書類)

各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の写しを添付する。

支払猶予後の借受残高の償還方法

償還計画

(変更前)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円

(変更後)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円

第9号様式(第8条関係)

林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書

年 月 日

殿

奈良県知事

印

年 月 日付けで申請のあった支払猶予の申請については、次のとおり承認します。

貸付決定日

貸付決定番号

年 月 日償還予定の償還金額 円

連絡事項

償還計画

(変更前)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円

(変更後)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円

第10号様式(第8条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書

年 月 日

殿

奈良県知事 印

年 月 日付けで申請のあった、支払猶予の申請については、次のとおり承認したので通知します。

貸付決定日

貸付決定番号

年 月 日償還予定の償還金額 円

連絡事項

償還計画

(変更前)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円

(変更後)

償還内容			
回	償還期日	償還金額	残高
1	年 月 日	円	円
2	年 月 日	円	円
3	年 月 日	円	円
4	年 月 日	円	円
5	年 月 日	円	円
6	年 月 日	円	円
7	年 月 日	円	円
8	年 月 日	円	円
9	年 月 日	円	円
10	年 月 日	円	円
11	年 月 日	円	円
12	年 月 日	円	円

附 則(昭和五三年規則第二六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五三年規則第三七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五五年規則第三二号)

- 1 この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の奈良県林業改善資金貸付規則第二条の表第一号の(3)、同表第二号及び同表第三号の(2)の規定は、この規則の施行の日以降において貸付ける資金から適用し、同日前に貸付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則(昭和五五年規則第二七号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の奈良県林業改善資金貸付規則第二条の表第一号の(3)及び同表第二号の(2)の規定は、この規則の施行の日以降において貸し付ける資金から適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則(昭和五六年規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五七年規則第二九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五九年規則第二三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六〇年規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六一年規則第二六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六二年規則第二二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二年規則第一九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三年規則第一〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成四年規則第五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の奈良県林業改善資金貸付規則の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の奈良県林業改善資金貸付規則の規定により提出されたものとみなす。

附 則(平成五年規則第三二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の奈良県林業改善資金貸付規則の規定により提出されている申請書は、改正後の奈良県林業改善資金貸付規則の規定により提出されたものとみなす。

附 則(平成六年規則第二四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の奈良県林業改善資金貸付規則の規定により提出されている申請書は、改正後の奈良県林業改善資金貸付規則の規定により提出されたものとみなす。

附 則(平成九年規則第五八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成九年規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一一年規則第四一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一一年規則第一一号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の奈良県林業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以

降において貸し付ける資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則(平成一二年規則第八〇号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一三年規則第二八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の奈良県林業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以降において貸し付ける資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則(平成一四年規則第二五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の奈良県林業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以降において貸し付ける資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則(平成一六年規則第三二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の奈良県林業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以降において貸し付ける資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

附 則(平成一七年規則第六五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年規則第二二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条、第二条、第一号様式及び第二号様式の改正規定、第五号様式の改正規定(林業・木材産業改善資金借用証書特約条項(第五号様式裏面)第一条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える部分及び同特約条項中第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える部分を除く。)並びに第六号様式から第十号様式までの改正規定 平成二十三年四月一日
 - 二 前号に掲げる規定以外の規定 平成二十三年七月一日
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良県林業・木材産業改善資金貸付規則第五条、第五条の二及び第五号様式(林業・木材産業改善資金借用証書特約条項(第五号様式裏面)第一条及び第十三条の規定に限る。)の規定は、前項第二号に掲げる施行の日以後にされる貸付けの申請について適用し、同日前にされた貸付けの申請については、なお従前の例による。

附 則(平成二四年規則第一五号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

(平16規則32・全改、平23規則22・一部改正)

第2号様式(第4条関係)

(平16規則32・全改、平23規則22・一部改正)

第3号様式(第5条関係)

(平16規則32・全改)

第4号様式(第5条関係)

(平16規則32・全改)

第5号様式(第6条関係)

(平16規則32・全改、平17規則65・平23規則22・一部改正)

第6号様式(第6条関係)

(平16規則32・全改、平23規則22・一部改正)

第7号様式(第7条関係)

(平16規則32・全改、平23規則22・一部改正)

第8号様式(第7条関係)

(平16規則32・全改、平23規則22・一部改正)

第9号様式(第8条関係)

(平16規則32・全改、平23規則22・一部改正)

第10号様式(第8条関係)

(平16規則32・追加、平23規則22・一部改正)